

令和4年4月1日

# たいせつ農業協同組合

## 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

所定時間外労働時間の削減のための措置の実施

〈実施時期・取組内容〉

●令和4年4月～

管理職を対象に労働時間管理の研修を実施し、労働安全衛生委員会等をつうじて、管理職の意識改革を図ります。

目標2（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

〈実施時期・取組内容〉

●令和4年4月～

毎月開催される労働安全衛生委員会において、年2回は労働者の有給休暇取得状況を管理職に周知させ、管理職から取得を促進します。

目標3（女性活躍推進法に基づく目標）

男女の平均勤続年数を18年以上とする

〈実施時期・取組内容〉

●令和4年4月～

管理職層に対して、労基法、男女雇用均等法及びハラスメント防止等に関する教育情報提供を実施し、若年層を中心に持続できる勤務体制を構築します。